

○かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例施行規則

平成21年3月27日

規則第12号

改正 平成24年3月27日規則第10号

平成26年12月10日規則第44号

平成28年3月31日規則第18号

平成28年3月31日規則第31号

平成29年3月31日規則第10号

平成30年3月30日規則第19号

平成31年3月29日規則第18号

令和元年6月28日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年かすみがうら市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用事業)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める事業は、情報通信技術利用業、自然科学研究所及び宿泊業とする。

(適用除外事業)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める適用を除外する事業は、次に掲げる事業とする。

茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号）第2条第3号に規定する利用カード等の販売業に該当する事業

(条例の適用を受けない新設又は増設の事由)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 新たに法人を設立するための現物出資

(2) 組織の変更

(新規雇用従業員)

第5条 条例第2条第8項に規定する新規雇用従業員は、条例第2条第1項に規定する特例法人(以下「特例法人」という。)及び第2条第5項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)が雇用する者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 特例法人又は認定事業者(以下「特例法人等」という。)の新增設に伴って、新たに当該特例法人等と期間の定めのない雇用契約を締結した常勤の者であること。

(2) 新增設の日の6箇月前の日から新增設の日後6箇月を経過する日又は新增設の日が属する年の翌年の1月1日のいずれか早い日まで(以下「対象雇用期間」という。)に雇用した者であること。

(3) 前号に掲げる期間内に本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、新增設の日以前に既に特例法人等に就業している者であっても、新增設に伴い当該事業所等に勤務することとなった者で、対象雇用期間内に新たに本市の住民基本台帳に登録された者は、新規雇用従業員とみなす。

(特例法人と実質的に同一と認められる法人)

第6条 条例第2条第2項に規定する規則で定めるものは、特例法人の発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する法人とする。

(申告書)

第7条 条例第5条に規定する申告は、固定資産税の特例措置に関する申告書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申告には、必要に応じて関連する書類を添付するものとする。

（決定通知）

第8条 市長は、前条の規定による申告に対する決定をしたときは、条例第6条の規定による固定資産税の特例措置に関する決定通知書（様式第2号）により当該法人等にその旨を通知しなければならない。

（地位承継の届出）

第9条 条例第7条に規定する承継の届出は、事業承継届出書（様式第3号）によるものとし、事務所等又は特定業務施設を承継した日から30日以内に、その旨を届け出なければならない。

（変更の届出）

第10条 条例第8条に規定する記載事項変更の届出は、申告事項変更届出書（様式第4号）によるものとし、その事実が生じた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（廃止又は休止の届出）

第11条 条例第9条に規定する廃止又は休止の届出は、事業廃止（休止）届出書（様式第5号）によるものとし、その事実が生じた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、条例第10条の規定により決定を取消したとき並びに課税免除額の全部又は一部の納付を命ずるときは、固定資産税の特例措置に関する決定の取消通知書（様式第6号）、課税免除額納付通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（特例法人等に対する立入検査等）

第13条 特例法人等（かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出

のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年かすみがうら市条例第1号。以下「条例」という。）第5条第2号に規定する特例法人等をいう。以下同じ。）は、条例第12条第1項の規定により市長から報告を求められた場合は、報告書（様式第8号）により行う。

- 2 条例第12条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第9号）によるものとし、立入検査を行う職員は、当該身分証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（失効）
- 2 この規則は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。
（失効後の経過措置）
- 3 この規則の失効の日（以下「失効日」という。）以前に新增設をした事務所等に係る特例資産等（条例第5条第1号に規定する特例資産等をいう。以下同じ。）を同日以前に取得した当該法人等に対するこの規則の規定は、当該特例資産に関する限りにおいて、失効日後もなおその効力を有する。

附 則（平成24年3月27日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月10日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第31号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第19号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第30号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）その1

年 月 日

固定資産税の特例措置に関する申告書

（あて先）かすみがうら市長

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊦

（上記法人等と特例法人等が異なる場合のみ記載）

特例法人等の主たる事務所の所在地

名称

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例第5条の規定に基づき 年度分の固定資産税の特例措置について、次のとおり申告します。

| | | | | | |
|--------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------|--|
| 1 事務所等(特定業務施設)の新增設 | | | | | |
| 年月日 | | | | | |
| 2 家屋 | ①所在地 | | | | |
| | ②延べ面積 | m ² | 自己の事業の用に供する部分 | m ² | |
| | ③事業の種類 | | | | |
| | ④取得年月日 | | | | |
| | ⑤登記年月日 | | | | |
| | 事務所等(特定業務施設)の移転の場合 | | | | |
| | ⑥移転前の所在地 | | | | |
| | ⑦自己の事業の用に供していた部分の延べ面積 | | | | |

様式第1号（第7条関係）その2

| | | |
|-----------|---|---|
| 3 土地 | ①所在地 | |
| | ②地積 | |
| | ③当該土地を敷地とする 家屋の建設着手年月日 | |
| | ④取得年月日 | |
| | ⑤登記年月日 | |
| 4 償却資産 | ①所在地 | |
| | ②取得年月日 | |
| 5 従業者数 | (1) 事務所等(特定業務施設)の新增設をした日の前日における事務所等の従業者数 | 人 |
| | (2) 事務所等(特定業務施設)の新增設をした日の属する年の翌年(第1年)の1月1日における事務所等(特定業務施設)の従業者数 | 人 |
| | (3) 第2年の1月1日における事務所等(特定業務施設)の従業者数 | 人 |
| | (4) 第3年の1月1日における事務所等(特定業務施設)の従業者数 | 人 |

様式第1号（第7条関係）その3

添付書類

| 必要事項 | | 添付書類 |
|--------------------|---------------------|--|
| 申告法人等 | 主たる事業所の所在地・名称・代表者氏名 | <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本若しくは履歴事項全部証明書 ・法人の設立等に関する申告書の写し ・代理人による申告の場合は委任状、及び受任者の身分証明書(運転免許証又は会社の社員証の写し) ・住民票(個人事業者)の写し ・開業の届出書の写し |
| | 上記法人等と特例法人等が異なる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人税の申告書の写しや株式の保有状況報告書等 |
| 家屋欄に関する事項 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に新增設した事務所等(特定業務施設)の建物登記簿謄本又は登記事項証明書 ・建物が未登記の場合は工事業者が発行する工事完了引渡し証明書の写し ・市内に新增設した事務所等(特定業務施設)に関する建築確認申請書の写し(各種図面を含む)を添付し、その中で、自己の事業の用に供する家屋部分を明確に示しておくこと。 |
| 土地欄に関する事項 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所等(特定業務施設)を新增設した土地の土地登記簿謄本又は登記事項証明書 ・工事業者が発行した工事着工届書の写し |
| 償却資産欄に関する事項 | | 償却資産申告書及びその種類別明細書の写し。ただし、増設の場合は、増設部分がわかるようにしておくこと。 |
| 従業者数欄に関する事項 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に新增設した事務所等(特定業務施設)において、従業者数欄の各該当日の従業者数が確認できる書類の写し |
| 地方活力向上地域特定業務に関する事項 | | <ul style="list-style-type: none"> ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を確認できる書類 |

様式第 2 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

かすみがうら市長



固定資産税の特例措置に関する決定通知書

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例第6条の規定に基づき次のとおり決定通知します。

1 採択

固定資産税に関する課税免除

| 〇〇番号 | | 第 _____ 号 | | |
|-----------------------|---------|-----------|--------|--------|
| 課税免除期間 | | _____ 年度分 | | |
| 区 分 | | 免除前(円) | 免除後(円) | 増減額(円) |
| 課 税 標 準 額 | 土 地 | | | |
| | 家 屋 | | | |
| | 償 却 資 産 | | | |
| | 合 計 | | | |
| 固定資産年税額 | | | | |
| 備考 | | | | |

2 不採択

| |
|--------|
| 不採択の理由 |
|--------|

(注) この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

事業承継届出書

かすみがうら市長

承継人 住 所
氏 名

譲渡人 住 所
氏 名

下記のとおり事業を承継したので、かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | |
|------------------|----------------------|
| 〇〇番号 | 第 _____ 号 |
| 事務所等(特定業務施設)の名称 | |
| 事務所等(特定業務施設)の所在地 | |
| 承継年月日 | _____年 _____月 _____日 |
| 承継理由 | |

添付書類

- (1) 権利の取得を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

申告事項変更届出書

かすみがうら市長

法人名等
所在地
代表者氏名
電話番号

申請の内容に変更が生じたので、かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | |
|------------------|-------------------|
| 〇〇番号 | 第 _____ 号 |
| 事務所等(特定業務施設)の名称 | |
| 事務所等(特定業務施設)の所在地 | |
| 変更年月日 | ____年 ____月 ____日 |
| 変更理由 | |
| 変更内容 | 変更前 |
| | 変更後 |

添付書類

- (1) 変更内容を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

事業廃止(休止)届出書

かすみがうら市長

法人名等
所在地
代表者氏名
電話番号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例第6条により決定を受けた事務所等(特定業務施設)を廃止(休止)したので、同条例第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | |
|------------------|----------------------|
| 〇〇番号 | 第 _____ 号 |
| 事務所等(特定業務施設)の名称 | |
| 事務所等(特定業務施設)の所在地 | |
| 廃止(休止)年月日 | _____年 _____月 _____日 |
| 廃止の理由 | |

様式第 6 号(第 12 条関係)

年 月 日

特例法人決定の取消通知書

かすみがうら市長



かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例第10条の規定により、特例措置の決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

| | |
|----------|-----------|
| 〇〇番号 | 第 _____ 号 |
| 事務所等の名称 | |
| 事務所等の所在地 | |
| 取り消しの理由 | |

(注) この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

課税免除額納付通知書

かすみがうら市長



かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例第10条の規定により決定を取り消したので、下記のとおり課税免除額を納付して下さい。

記

| | |
|----------|-----------|
| 〇〇番号 | 第 _____ 号 |
| 事務所等の名称 | |
| 事務所等の所在地 | |
| 既課税免除額 | |
| 納付額 | |
| 納付期限 | |

(注) この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

報告書

かすみがうら市長

法人名
所在地
代表者氏名
電話番号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| 〇〇番号 | 第_____号 |
|------------------|---------|
| 事務所等(特定業務施設)の名称 | |
| 事務所等(特定業務施設)の所在地 | |
| 報告内容 | |

様式第9号(第13条関係)

(表面)

| 身分証明書 | | |
|----------|-----------------------|---|
| | | 第 号 |
| 写真 | 職名 | 上記の者は、かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例第12条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。 |
| | 氏名 | |
| | 年 月 日発行 有効期限 年 月 日 | |
| かすみがうら市長 | | 印 |

(裏面)

| かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例(抜粋) | |
|--|---|
| (報告及び立入検査) | |
| 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特例法人等に対し必要な報告をさせ、又はその職員に特例法人等の事務所等又は特定業務施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 | |
| 2 | 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 |
| 3 | 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められるものと解釈してはならない。 |

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)